

8月30日 教育子ども委員会 わしの恵子議員

延長保育や障害児保育の充実などを求める請願などを審査 9件の請願が引き続き「保留」に

8月30日に教育子ども委員会で子ども青少年局関係の請願・陳情13件の審査が行われました。

陳情4件は「聞き置く」

わしの恵子議員は、「民間保育所に対して、福祉サービス第三者評価を受審させ、内容を公表することを求める陳情」について、その目的や内容、実施主体や経費などについて現状がどうなっているのかをたずねました。子ども青少年局は「公正・中立・専門・客観性などについて問題点を把握し、質やサービスの向上を図り、利用者のサービス選択の一助としたい。厚労省のガイドラインに沿って実施。県内の社団法人や県社協、NPOなど11カ所が実施。約30万必要」などと答えました。陳情4件はいずれも「聞き置く」となりました。

保育の拡充をスピード感持って進めよ

「保育の充実を求める請願」に関し、わしの議員が公立園での延長保育の実施状況と目標をたずねたところ子ども青少年局は「120園中81園、68%の園で実施中。平成28年までの全園実施を目指し、順次拡大していく」と答えました。

障がい児の希望者全入についてたずねたところ、「受け入れ園の拡大を順次行っている。24年度は262カ園で1074人を受け入れている。今後も職員研修なども行いながら拡大に努力する」と答えました。

わしの議員は、「まだ十分。一層の拡充を」と求め、あけぼの学園の建て替え計画や学童保育所の耐震改修などについても市の取り組みをたずねました。

請願9件はいずれも「保留」となりました。

保育所入所選考の基準など 点数性で、より明確に

名古屋市の保育所入所は「市の規則」などにもとづいて審査が行われ、優先度の高い児童から入所決定が行われています。しかし、住民からは、選考方法や選考基準がわからないとの声もあり、他都市での点数制実施も参考にしながら「選考基準表」が作成され、委員会に示されました。A～Hまでの8ランクを設定し、ひとり親など特に配慮する必要がある場合はランクアップするなどの事項を明確にし、世帯の状況などをさらに点数化した調整指数表を作成、同一ランクなどでの優先順位などを明確にしたと説明がありました。来年4月から入所で実施したいという説明でした。

従来申込期限が1月末でしたが、こうした検討を行うため来年度申し込みは、12月までとするなど、これまでより1ヶ月事務手続きを早めたいということです。（基準表などは裏面に）

教育子ども委員会（2013年8月30日）の請願・陳情審査の結果

	請願・陳情名	請願・陳情者	結果
請願	妊婦健診の受診費用に対する補助の拡充等を求める	新日本婦人の会愛知県本部	保留
	学童保育制度の拡充を求める	名古屋市学童保育連絡協議会	
	子どもたちの豊かな保育所生活と保護者の就労等を保障する保育施策の拡充を求める	名古屋市公立保育園父母の会	
	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める	愛知保育団体連絡協議会	
	子どもたちの豊かな保育所生活と保護者の就労等を保障する保育施策の拡充を求める	公立保育園父母の会	
	子どもたちが健やかに育つために北区内における市立の延長保育事業実施保育所の拡充、病児デイケア事業の実施及び病後児デイケア事業の拡充を求める	北区住民	
	福祉医療制度の改善を求める	名古屋の国保と高齢者医療を	
	子どもたちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める	天白区住民	
	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める	愛知保育団体連絡協議会	
陳情	名古屋市とNPO法人CAPNA及びキャプナ弁護団との児童虐待防止に関する随意契約等の契約を精査することを求める	岐阜市住民	聞き置く
	子ども青少年局における児童相談所運営に関するキャプナ弁護団との契約について精密な調査を行うこと及び岩城正光副市長を罷免することを求める	南区住民	
	子ども会が実施している集団資源回収の改善等を求める	緑区住民	
	民間保育所に対して、福祉サービス第三者評価を受審させ、内容を公表することを求める	瑞穂区住民	

入所選考基準表（ランク表）		
保育要件等	保護者が保育できない理由・状況	ランク
① 居宅外就労 （外勤・居宅外自営）	1日8時間週5日以上勤務（週40時間以上勤務）	A
	1日6時間週5日以上勤務（週30時間以上勤務）	B
	1日6時間週4日以上勤務（週24時間以上勤務）	C
	1日4時間週4日以上勤務（週16時間以上勤務）	D
	就労予定（週30時間以上）	E
	就労予定（週16時間以上）	F
② 居宅内就労 （内勤・居宅内自営）	1日8時間週5日以上勤務（週40時間以上勤務）	B
	1日6時間週5日以上勤務（週30時間以上勤務）	C
	1日6時間週4日以上勤務（週24時間以上勤務）	D
③ 居宅外就労 （居宅外自営協力者）	1日4時間週4日以上勤務（週16時間以上勤務）	E
	就労予定（週30時間以上）	F
	就労予定（週16時間以上）	G
④ 産前産後	出産文は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する	H
⑤ 病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	B
	通院加療を行い、月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合	D
⑥ 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛護手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	A
	身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	D
⑦ 親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合	A
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合	C
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合	E
⑧ 災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害に寄り自宅や近隣の復旧に当たっている	A
⑨ 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している	E
⑩ 求職中	求職中	H
⑪ 育児休業中の入所（3歳以上に限る）	当該年度復帰予定の復帰時点前月まで	※1
	翌年度以降の復帰	H
⑫ その他	児童福祉の観点や児童の発達支援のために、社会福祉事務所長が特に必要と判断した場合	※2

- （※1）復帰当月時点就労実態に基づくランクから2ランクダウンします。
（※2）当該児童・世帯の状況に応じてランク、入所先を社会福祉事務所長が別途判断します。

ランクアップ項目

3ランクアップ	ひとり親世帯等	
1ランクアップ	既にきょうだいが入所している保育所への申込	複数に該当する場合は最高で3ランクまでアップ。
	家庭保育室・乳児専門保育所・準乳児専門保育所卒園児 生計主宰者の失業	上限に達した際は、1ランクを2点とし、調整指数に読み替え

調整指数表			
	内容	備考	
① 保育の代替手段	家庭保育室、乳児専門保育所、準乳児専門保育所の卒園児	3	
	育児休業からの復職	3	
	入所申込時点で保育要件があり、申込児童を認可外保育施設、託児室に有償で預けている	3	
	申込児童を65歳未満の親族（祖父母を除く）に預けている	-1	
	近隣に保育可能な65歳未満の祖父母あり（現に預けている場合も含む）	-1	
	転園（家庭保育室・乳児専門保育所・準乳児専門保育所からの転園、移管・統廃合予定の保育所からの転園（※1）を除く）	-1	
② 世帯の状況	申込児童を職場で見ている（職場の事業所内保育施設に預けている場合も含む）	-1	※2
	保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健手帳所持1・2級の一つに該当する場合。又は同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	5	※3
	保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	3	
	保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健手帳所持1・2級の一つに該当する場合。又は同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	3	※4
	保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	2	
	同居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健手帳を持っている者がいて、日常的に介護している場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く）又は、同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合（在宅介護に限る）	2	※5
③ 就労の状況	別居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健手帳を持っている者がいて、日常的に介護している場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く）又は、別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合（在宅介護に限る）	1	
	保護者が継続的な入院、通院を必要としているきょうだいの介護を行っている（施設入所、適所・通学の付添については含まない）	3	※6
	保護者が通信制大学、通信教育（スクーリング必須）の学生である	-1	
	単身赴任		
	毎月2回以上の夜勤を伴う勤務がある	1	
	継続して3カ月以上、1日4時間週4日未満（週16時間未満）を就労している場合	1	※7
④ ひとり親等	居宅外自営だが、職場が自宅と併設している		
	勤務実績が1カ月未満である		
⑤ きょうだいの状況	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合	1	
	既にきょうだいが入所している場合で、同一の保育所に入所を希望する場合（きょうだいどちらかの保育所に転園する場合を含む。同一保育所の選考にのみ適用）	3	※8
	きょうだいが同一の保育所に入所を希望する場合	2	
	申込児童以外に入所申込しない未就学児童がいる	-1	

- （※1）一移管・統廃合予定の保育所からの転園とは、移管又は統廃合の期日が公表され干渉する保育所からの転園でかつ、当該児童の入所承諾期間が当該期日を超える場合に限る。
（※2）ランクが「居宅外就労」による場合に限る。
（※3）ランクが「障害」以外による場合に限る。
（※4）ランクが「障害」による場合に限る。
（※5）ランクが「親族の介護」以外による場合に限る。
（※6）ランクが「親族の介護」による場合に限る。
（※7）就労しているが、就労日数・時間が保育所入所要件に満たないため、ランクが「就労予定」・「求職中」による場合に限る。
（※8）入所児童が障害児認定をうけている児童である場合は、2倍する。

○同一ランク・同一調整指数で並んだ場合の優先順位表

1	同時に申込したきょうだいの入所が見込める場合
2	当該保育所の希望順位が高い場合
3	保育要件等による優先順位（①～⑨の順） ①災害復旧への従事 ②病気・けが、障害 ③居宅外就労 ④親族の介護 ⑤居宅内就労 ⑥居宅外就労（予定）、居宅内就労（予定） ⑦通学、育児休業中の入所 ⑧産前産後 ⑨求職中
4	部分休業・短時間勤務制度がない場合（延長保育実施保育所の場合）
5	保護者の合計所得金額が低い場合